

Q 配当金回収、どこに依頼

電話で勧誘され、ある会社に500万円を出資しました。5年間にわたって毎月、配当があるとのことでしたが、数か月で配当が止まりました。困ってインターネットで調べ

たところ、消費生活センターと思われるホームページ（HP）に、低額で金銭の回収を行うとの記載がありました。ここに依頼すれば、お金は返ってきますか。

法律 相談室

わずか数か月で配当金の支払いが止まったということは、投資詐欺の被害に遭われた可能性が極めて高いと思います。

大事なお金をだまし取られたお気持ちは察しますが、この団体に絶対に金銭回収を依頼してはいけません。このようなケースで、有償による回収業務を行え

詐欺や架空請求、アダルトサイトなどの被害回復をうたったHPを見て連絡したところ、連絡先が「探偵業者」で、強引に契約を締結させられてしまったという

で、十分な注意が必要です。このような業者は、そもそも探偵業の登録をしていない場合すらあります。また、本当に探偵業者であったとしても、前述のように有償での回収業務はできません。

「業者からの請求が止まる」などと甘い言葉を述べたり、「放置すると訴えられる」などと不安をあおったりして契約させようとします。この結果、高額な契約を結んでしまい、さらに調査料金も支払わなければならなくなると

いう二次被害が生じてしまうのです。

行政かたる二次被害注意

るのは弁護士だけで、消費生活センターなどの行政機関が有償で回収業務を行うことはあり得ないからです。

質問の事例では、この手の事案に精通した弁護士でも、実際に回収を行うことは容易ではありません。困りの方は、各自自治体のHPなどに記載されている相談窓口や、弁護士などに相談いただければと思います。

しかし、「探偵業者」を名乗るものは、「金銭が返

県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」



県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。